

2020年3月31日

新入生（1年次生）の単位認定について

本学法学部に入学する前に、大学・短期大学等において修得した単位について、教育上有益とされる場合、法学部教授会の議を経て、法学部の卒業所要単位として認定することができます。認定単位の上限は、30単位です。単位認定を希望する場合は、下記のとおり申請してください。

記

1. 対象者

2020年度入学者

2. 申請書類

(1) 在籍していた大学・短期大学等の成績証明書

(2) 在籍していた大学・短期大学等のシラバスのコピー

※履修した全ての科目分のシラバスを用意してください。

3. 申請期限

2020年4月14日（火）17:00

4. 申請先

学部事務課法学部事務窓口

5. 単位認定結果

個別にご連絡します（5月上旬までにお知らせする予定です）。

6. 注意

申請したすべての科目が認定されるということではありません。

以上